資料
02

令和8年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
【運営指導に係る留意事項等について】

訪問系

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護、
重度障害者等包括支援

令和8年11月

明石市福祉局福祉政策室福祉施設支援課

－目次

人員に関する基準

（1）人員配置 p2
（2）従業者（ヘルパー） p5
（3）サービス提供責任者 p7
（4）管理者 p8
（5）主な指摘事例 p9

運営に関する基準

（1）運営規程 p10
（2）内容及び手続の説明及び同意 p13
（3）契約支給量の報告等 p17
（4）サービスの提供の記録 p18
（5）利用者負担額等の受領 p22
（6）介護給費の額に係る通知等 p22
（7）勤務体制の確保等 p23
（8）秘密保持等 p26
（9）苦情解決 p27
（10）事故発生時の対応 p29

運営に関する基準（居宅介護計画等の作成）

（1）居宅介護計画等の作成手順 p31
（2）アセスメント p32
（3）居宅介護計画等の作成 p33
（4）居宅介護計画等の交付 p34
（5）モニタリングの実施 p35
（6）主な指摘事例 p36

人員に関する基準

（１）人員配置

利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定める。

従業者	常勤換算方法で２．５以上
サービス提供責任者	事業の規模に応じて常勤かつ専従で１人以上
管理者	常勤かつ原則として専ら管理業務に従事するもの

〇常勤

指定障害福祉サービス事業者等における勤務時間が、当該指定事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していること。

- 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も１（常勤）と扱うことを認める。

人員に関する基準

（1）人員配置

○サービス提供責任者の配置基準

居宅介護 同行援護 行動援護	a、 b、 c により算定した数のいずれか低い方の基準以上 a. 事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が４５０時間又はその端数を増すごとに1 人以上 b. 事業所の従業者の数が１０人又はその端数を増すごとに1 人以上 c. 事業所の利用者の数が４０人又はその端数を増すごとに1 人以上※ ※ c の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が５０人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。 ！ １人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、常勤換算方法によることができる。
重度訪問介護	a、 b、 c により算定した数のいずれか低い方の基準以上 a. 事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く）が１００時間又はその端数を増すごとに1人以上 b. 事業所の従業者の数が２０人又はその端数を増すごとに1人以上 c. 事業所の利用者の数が１０人又はその端数を増すごとに1人以上

人員に関する基準

（1）人員配置

○事業の規模

サービス提供時間	（ア）月間の延べサービス提供時間は、前３月の平均値とする ※平均値＝前３月の暦月ごとの月間の延べサービス提供時間の合計÷３
従業者の数	（ア）従業者数は、前３月の平均値とする ※平均値＝前３月の暦月ごとの実従業者数の合計÷３
利用者の数	（ア）利用者数は、前３月の平均値とする ※平均値＝前３月の暦月ごとの実利用者数の合計÷３ （イ）通院等乗降介助のみを利用した利用者は、０．１人として計算 （ウ）同一の事業所が介護保険に係る訪問介護等の指定を受けている場合は、次のいずれかの方法により計算 （ⅰ）訪問介護等及び居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上 （ⅱ）訪問介護等及び居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上

人員に関する基準

（２）従業者（ヘルパー）

資格要件 ＼ サービス種別		居宅介護			重度訪問介護
		身体介護	家事援助	乗降介助	
介護福祉士		○	○	○	○
養成研修修了者（相当研修含む）	実務者研修	○	○	○	○
	介護職員基礎研修	○	○	○	○
	居宅介護従業者養成研修（１・２級）[看護師、准看護師は１級修了者取扱い]、訪問介護員（１・２級）	○	○	○	○
	介護職員初任者研修、居宅介護職員初任者研修	○	○	○	○
	居宅介護従業者養成研修（３級）、訪問介護員養成研修（３級）	30%減算	10%減算	10%減算	○
	障害者居宅介護従事者基礎研修	30%減算	10%減算	10%減算	○
	生活援助従事者研修	×	○	×	×
	重度訪問介護従事者養成研修 (強度行動障害支援者養成研修（基礎）を修了した者及び平成18年9 月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。なお、居宅介護を行うことができるのは、市町がやむを得ないと認める場合のみ。)	身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者 重度訪問介護の報酬算定 (3時間以上の場合、638単位に所要時間3時間から計算し所要時間30分を増すごとに86単位加算した単位数)	10%減算	10%減算	○
	行動援護従業者養成研修（平成18年9 月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。）	×	×	×	○
みなし証明者(支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者)		30%減算	10%減算	10%減算	○
平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了したもの（減算あり）		×	×	○	×

人員に関する基準

（２）従業者（ヘルパー）

資格要件 ＼ サービス種別		同行援護	行動援護
介護福祉士		１年以上の視覚障害者に関する実務経験（直接処遇）	［経過措置(～R9.3.31)］ 知的障害児者又は精神障害者の直接 支援業務に２年以上の従事経験を有する者
養成研修修了者（相当研修含む）	実務者研修		
	介護職員基礎研修		
	居宅介護従業者養成研修（１・２級）[看護師、准看護師は１級修了者取扱い]、訪問介護員養成研修（１・２級）		
	介護職員初任者研修、居宅介護職員初任者研修		
	居宅介護従業者養成研修（３級）、訪問介護員養成研修（３級）	所定単位数10%減算	×
	障害者居宅介護従事者基礎研修	所定単位数10%減算	×
	行動援護従事者養成研修 (強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践）を修了した者及び平成18年9 月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。)	×	知的障害者又は精神障害者の直接支援業務に１年以上の従事経験を有する者
支援費制度以前のサービス従事経験がある者（平成18年3月31日において現に身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者）で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者		所定単位数10%減算	［経過措置(～R9.3.31)］ 知的障害児者又は精神障害者の直接 支援業務に２年以上の従事経験を有する者
国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科履修者又はこれに準ずる視覚障害の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修修了者		○	×
同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者[①又は②も可]①視覚障害者移動介護従業者養成研修、②視覚障害者移動支援従業者（ガイドヘルパー）養成研修		○	×
［暫定措置(～令和9年3月31日)］盲ろう者向け通訳・介助員(減算あり)(令和3年3月31日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者で、令和6年3月31日において同行援護の事業を行う事業所の従業者であった者)		所定単位数10%減算	×
視覚障害者外出介護従業者養成研修修者		○	×

人員に関する基準

（3）サービス提供責任者

資格要件＼サービス種別		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
介護福祉士		○	○	同行援護従業者養成研修（一般＋応用）	［経過措置（～R9.3.31）］ 知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に５年以上の従事経験を有する者
養成研修修了者（相当研修含む）	実務者研修	○	○		
	介護職員基礎研修	○	○		
	居宅介護従業者養成研修（１級）[看護師、准看護師は修了者取扱い]、訪問介護員養成研修（１級）	○	○		
	介護職員初任者研修、居宅介護職員初任者研修	×	実務経験３年以上	実務経験３年以上 同行援護従業者養成研修（一般＋応用）	［経過措置（～R9.3.31）］ 実務経験３年以上 知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に５年以上の従事経験を有する者
	居宅介護従業者養成研修（２級）、訪問介護員養成研修（２級）	×			
	同行援護従業者養成研修（一般＋応用）	×	×	３年以上視覚障害者の介護等の実務経験がある者	×
	行動援護従業者養成研修 (強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践）を修了した者及び平成18年9 月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。)	×	×	×	知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に３年以上の従事経験を有する者
資格要件を満たす者を確保できない特にやむを得ない事情がある場合は、従業者のうち、相当の知識と経験を有する者		×	○	×	×
国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科履修者又はこれに準ずる視覚障害の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修修了者		×	×	○	×

人員に関する基準

（4）管理者

指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

☆以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。

① 当該指定事業所の従業者としての職務に従事する場合

② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合（他の事業所又は施設等の事業の内容は問わない）

管理業務に支障があると考えられる例

- 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合
- 併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）
- 事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合　など

人員に関する基準

（５）主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• 事業所において、常勤の従業者が勤務すべき時間数を定めていない	➢ 事業所において、常勤の従業者が勤務すべき時間数を（週32時間を下回らない範囲で）定め、これに基づく従業者の配置及び勤怠管理を行う
• 事業所ごとに置くべき従業者の員数を、常勤換算方法で2.5以上確保出来ていない	➢ 事業所ごとに置くべき従業者の員数を、常勤換算方法で2.5以上確保できるように、早急に人員を確保する
• サービス提供責任者として必要な勤務時間数が確保されていない	➢ 事業所において、サービス提供責任者として必要な勤務時間数を確保し、必要な員数を確保する

運営に関する基準

（1）運営規程

事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一　事業の目的及び運営の方針

二　従業者の職種、員数及び職務の内容
※「員数」は、基準上必要な員数を満たす範囲で「〇人以上」と記載可

三　営業日及び営業時間

四　指定居宅介護（指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護）の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
※「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、通院等介助、家事援助、通院等乗降介助のサービス内容を指す

五　通常の事業の実施地域

六　緊急時等における対応方法

七　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

八　虐待の防止のための措置に関する事項
※ 利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置のこと
具体的には、
ア 虐待の防止に関する担当者の選定
イ 成年後見制度の利用支援
ウ 苦情解決体制の整備
エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）
オ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置等に関すること

九　その他運営に関する重要事項

運営に関する基準

（1）運営規程

運営規程の作成に際しての留意事項

　明石市独自基準及び「明石市暴力団排除条例」により、運営規程に記載することが望ましい内容がありますので、ご留意ください。

記載することが望ましい内容

① 人格尊重、秘密の保持に関する事項
② 暴力団等の影響の排除
③ 運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表
④ 研修による計画的な人材育成
⑤ 事故発生の防止及び発生時の対応
⑥ 身体拘束の禁止と虐待防止に関する研修の実施
⑦ 非常災害への備え

明石市独自基準に関する規定における運営規程への記載例

（人格の尊重）
第○○条　事業者は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供するものとする。
（秘密の保持）
第○○条　事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2　事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
3　事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者又はその家族の同意を得るものとする。
（暴力団等の影響の排除）
第○○条　事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）
第○○条　事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
2　事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。
（研修による計画的な人材育成）
第○○条　事業者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
2　前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
（事故発生の防止及び発生時の対応）
第○○条　事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
(1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備するものとする。
(2)　事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。
(3)　事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
2　事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
2　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
3　事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
（身体拘束の禁止と虐待防止に関する研修の実施）
第○○条　事業者は、すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管するものとする。
（非常災害への備え）
第○○条　事業者は、非常災害に備えて、利用者に必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。

運営に関する基準

（1）運営規程

主な指摘事例　**！運営規程を変更した場合は、明石市障害福祉課へ変更届の提出が必要**

指摘の概要	説明（必要な対応）
• 従業者の職種・員数に関する記載が実態と異なる	➢ 実態に合わせて修正する（指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない）
• 営業日及び営業時間に関する記載が重要事項説明書と異なる	➢ 運営規程と重要事項説明書の記載を一致させる（実態に合わせる）
• 通常の事業の実施地域に関する記載が重要事項説明書と異なる	➢ 運営規程と重要事項説明書の記載を一致させる（実態に合わせる）
• 事業の主たる対象とする障害の種類に関する記載が重要事項説明書と異なる	➢ 運営規程と重要事項説明書の記載を一致させる（実態に合わせる）
• 虐待の防止のための措置に関する事項が記載されていない	➢ 虐待の防止のための措置に関する事項（虐待防止担当者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、従業者に対する虐待の防止を普及・啓発するための研修の実施、虐待防止委員会の設置）について、漏れなく記載する

運営に関する基準

（２）内容及び手続の説明及び同意

I. 支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害福祉サービス等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

☆重要事項説明書に記載すべき事項

①運営規程の概要
・事業者、事業所の概要
・目的、方針、事業の主たる対象とする障害の種類、営業日時、通常の事業の実施地域などの基本事項
・提供するサービスの内容や提供方法
・料金に関する事項など
②従業者の勤務体制
③事故発生時の対応
④苦情処理の体制
・苦情・相談の連絡先（事業者、市窓口、兵庫県福祉サービス運営適正化委員会など）
⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況
・実施の有無（実施していない場合も項目を設けて実施していないことを記載）
・実施した直近の年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況
⑥その他サービスを選択するために必要な事項



運営に関する基準

（２）内容及び手続の説明及び同意

主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についての記載がない	➢ 実施状況を記載する ➢ 実施していない場合でも、項目を設けて実施状況（実施していないこと）を記載する
• 基本報酬及び加算の算定単位数とこれに基づく利用額、利用者負担額などが記載されていない	➢ 基本報酬及び加算の算定単位数とこれに基づく利用額、利用者負担額などを、利用者が理解しやすい方法で常に最新の報酬改定を反映させた内容で記載する
• 事業の主たる対象とする障害の種類に関する記載が運営規程と異なる	➢ 重要事項説明書と運営規程の記載を一致させる（実態に合わせる）
• 営業日（サービス提供日）及び営業時間（サービス提供時間）に関する記載が運営規程と異なる	➢ 重要事項説明書と運営規程の記載を一致させる（実態に合わせる）

！重要事項説明書にすでに同意を得た利用者からは、追記・修正があることを説明し同意を得ること

運営に関する基準

（２）内容及び手続の説明及び同意

II. 指定事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

＜参考＞社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（利用契約の成立時の書面の交付）
第七十七条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生労働省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
一当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
二当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
三当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
四その他厚生労働省令で定める事項

☆利用契約の成立時の書面に記載する事項

①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
②当該事業の経営者が提供する指定居宅介護等の内容
③当該指定居宅介護等の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
④指定居宅介護等の提供開始年月日
⑤指定居宅介護等に係る苦情を受け付けるための窓口



運営に関する基準

（２）内容及び手続の説明及び同意

主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• 契約書や重要事項説明書を交付する前にサービス提供を行っているものが散見された	➢ サービス提供の開始に際しては、あらかじめ利用者に対しサービスを選択するために必要な重要事項について文書を交付して説明し、サービス提供を受けることについて利用者から同意を得る

！すでに契約を締結した利用者については、追記・修正があることを説明し同意を得ること

運営に関する基準

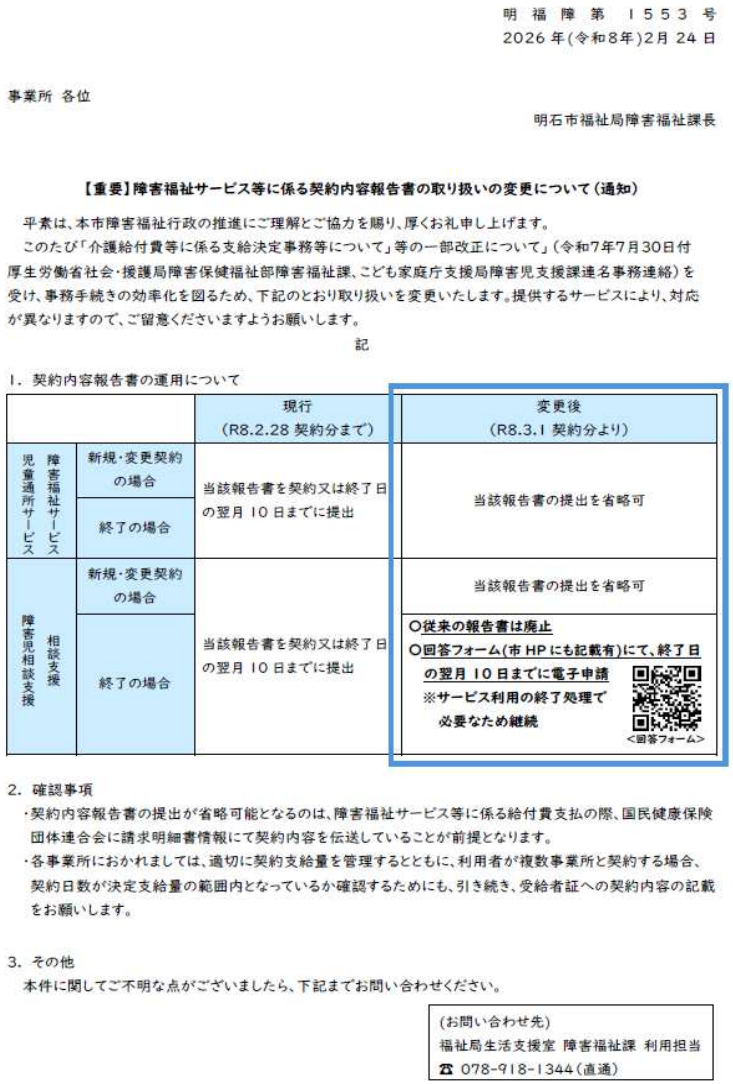
（3）契約支給量の報告等

「障害福祉サービス等に係る契約内容報告書の取り扱いの変更について」
2026年(令和8 年)2 月24 日付け明障福第1553 号

「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について」（令和７年７月３０日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）を受け、事務手続きの効率化を図るため、本市障害福祉課発出の通知(2026年2月24日付明福障第1553号)にて取り扱いを変更しています。

主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• 当該指定サービスの内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならないところ、当該記載を行っているかどうかが確認できなかった	➢ 契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載し、受給者証の写しを事業所に保管するなどして、必要な事実が分かるようにする



明 福 障 第 1553 号
2026 年(令和8年)2月 24 日

事業所 各位

明石市福祉局障害福祉課長

【重要】障害福祉サービス等に係る契約内容報告書の取り扱いの変更について（通知）

平素は、本市障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について」（令和7年7月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）を受け、事務手続きの効率化を図るため、下記のとおり取り扱いを変更いたします。提供するサービスにより、対応が異なりますので、ご留意くださいますようお願いします。

記

1．契約内容報告書の運用について

		現行（R8.2.28 契約分まで）	変更後（R8.3.1 契約分より）
障害福祉サービス 児童通所サービス	新規・変更契約の場合	当該報告書を契約又は終了日の翌月 10 日までに提出	当該報告書の提出を省略可
	終了の場合		
障害児相談支援	新規・変更契約の場合	当該報告書を契約又は終了日の翌月 10 日までに提出	当該報告書の提出を省略可
	終了の場合		○従来の報告書は廃止 ○回答フォーム(市 HP にも記載有)にて、終了日の翌月 10 日までに電子申請 ※サービス利用の終了処理で必要なため継続 <回答フォーム>

2．確認事項
・契約内容報告書の提出が省略可能となるのは、障害福祉サービス等に係る給付費支払の際、国民健康保険団体連合会に請求明細書情報にて契約内容を伝送していることが前提となります。
・各事業所におかれましては、適切に契約支給量を管理するとともに、利用者が複数事業所と契約する場合、契約日数が決定支給量の範囲内となっているか確認するためにも、引き続き、受給者証への契約内容の記載をお願いします。

3．その他
本件に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)
福祉局生活支援室 障害福祉課 利用担当
☎ 078-918-1344（直通）

運営に関する基準

（４）サービスの提供の記録

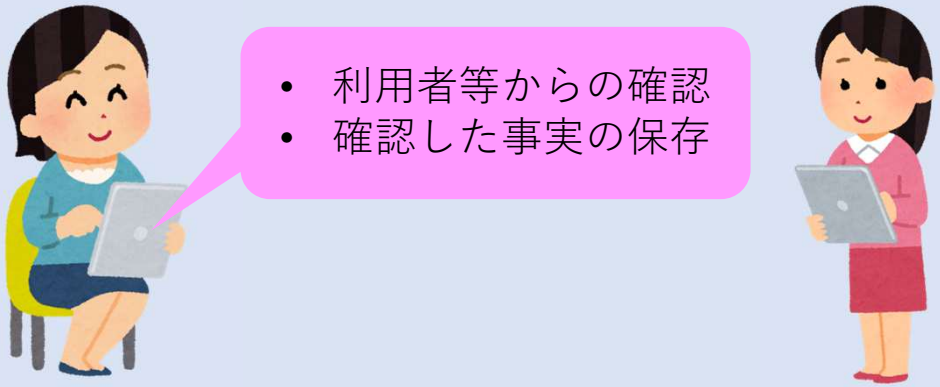
I. 指定事業者は、指定障害福祉サービス等を提供した際は、当該指定障害福祉サービス等の提供日、内容その他必要な事項を、指定障害福祉サービス等の提供の都度記録しなければならない。

II. 指定事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定障害福祉サービス等を提供したことについて確認を受けなければならない。

＜参考＞サービスの提供の記録の電子化について

- サービスの提供の記録の作成及び管理に当たって、タブレット端末やネットワークシステム等のＩＴ機器・技術を導入した場合も、サービスの提供の記録に利用者等からの確認を得たことが分かるようにする必要がある。

！ システムの仕様で利用者等からの確認を受けられないもの、当該確認を受けた事実を保存できないものについては、利用者等から確認を得たことを、事業所において別途残しておいてください（サービスの提供の記録は、サービス提供の完結の日から5 年間保存することが義務付け）。

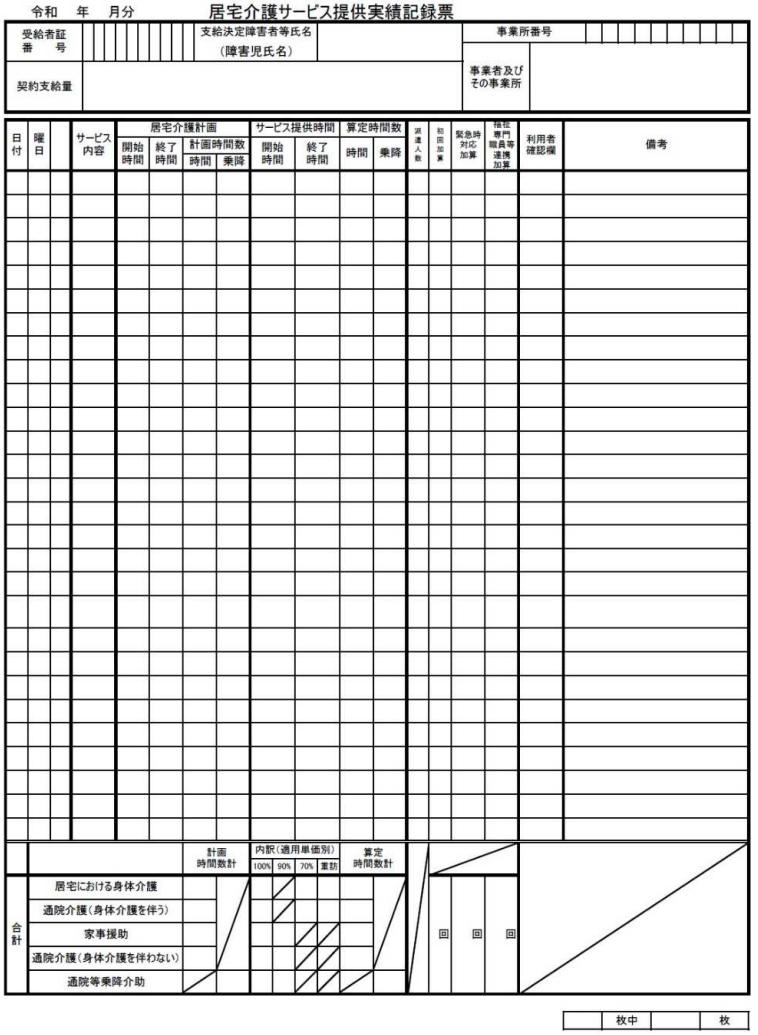


運営に関する基準

（4）サービスの提供の記録

☆サービス提供実績記録票

- 請求命令附則第２条第２項の規定により、サービス事業所は介護給付費・訓練等給付費等明細書を市町村に提出する際には、提供した障害福祉サービスの内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付する。
- この内容の詳細を明らかにする資料としてサービス実績記録票が定められており、指定事業者は、サービス利用者（保護者）に対し、原則としてサービスの提供の都度、サービス提供実績記録票の記載内容を提示し、当該サービス提供実績記録票の確認欄に確認を受ける必要がある。
- 詳細は、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）最終改正：令和8年7月」を参照。


令和　年　月分　居宅介護サービス提供実績記録票

受給者証番号 / 支給決定障害者等氏名（障害児氏名） / 事業所番号 / 契約支給量 / 事業者及びその事業所

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画 開始時間	終了時間	計画時間数 時間	計画時間数 乗降	サービス提供時間 開始時間	終了時間	算定時間数 時間	算定時間数 乗降	従業者人数	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算	利用者確認欄	備考

		計画時間数計	内訳（適用単価別） 100%	90%	70%	重訪	算定時間数計			
合計	居宅における身体介護							回	回	回
	通院介護（身体介護を伴う）									
	家事援助									
	通院介護（身体介護を伴わない）									
	通院等乗降介助									

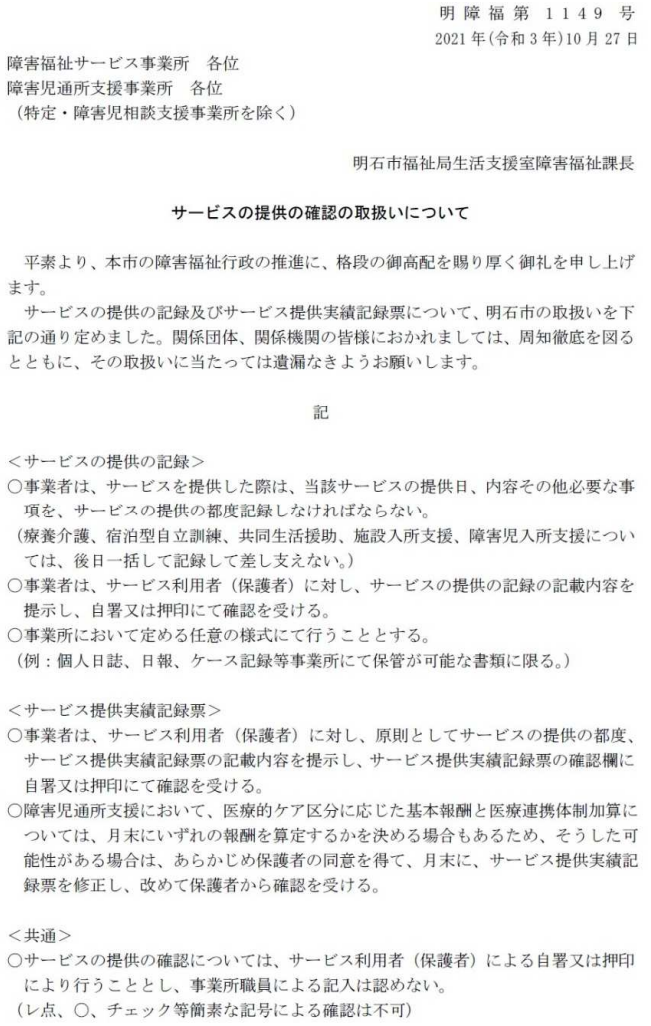
枚中　枚

運営に関する基準

（4）サービスの提供の記録

【明石市独自の取扱い】
「サービスの提供の確認の取扱いについて」
2021 年(令和3 年)10 月27 日付け明障福第1149 号

サービスの提供の確認については、原則サービスの提供の記録及びサービス提供実績記録票の両方に対して自署又は押印にて確認を受けることとする。ただし、サービスの提供の記録又はサービス提供実績記録票のどちらか一方にサービス提供の都度確認を受けている場合、もう一方については後日一括して自署又は押印による確認を受けても差し支えないものとする。
（サービスの提供の記録及びサービス提供実績記録票については、報酬算定の重要な証拠書類であることから、「上記内容について確認した」等の文言に自署又は押印を行う等の方法により一括して同意を得ることは認められない。後日改めて内容を説明の上、各日毎に自署又は押印にて確認を受けること。）



明 障 福 第 1 1 4 9 号
2021 年(令和 3 年)10 月 27 日

障害福祉サービス事業所　各位
障害児通所支援事業所　各位
（特定・障害児相談支援事業所を除く）

明石市福祉局生活支援室障害福祉課長

サービスの提供の確認の取扱いについて

平素より、本市の障害福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
サービスの提供の記録及びサービス提供実績記録票について、明石市の取扱いを下記の通り定めました。関係団体、関係機関の皆様におかれましては、周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いします。

記

＜サービスの提供の記録＞
○事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。
（療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援、障害児入所支援については、後日一括して記録して差し支えない。）
○事業者は、サービス利用者（保護者）に対し、サービスの提供の記録の記載内容を提示し、自署又は押印にて確認を受ける。
○事業所において定める任意の様式にて行うこととする。
（例：個人日誌、日報、ケース記録等事業所にて保管が可能な書類に限る。）

＜サービス提供実績記録票＞
○事業者は、サービス利用者（保護者）に対し、原則としてサービスの提供の都度、サービス提供実績記録票の記載内容を提示し、サービス提供実績記録票の確認欄に自署又は押印にて確認を受ける。
○障害児通所支援において、医療的ケア区分に応じた基本報酬と医療連携体制加算については、月末にいずれの報酬を算定するかを決める場合もあるため、そうした可能性がある場合は、あらかじめ保護者の同意を得て、月末に、サービス提供実績記録票を修正し、改めて保護者から確認を受ける。

＜共通＞
○サービスの提供の確認については、サービス利用者（保護者）による自署又は押印により行うこととし、事業所職員による記入は認めない。
（レ点、〇、チェック等簡素な記号による確認は不可）

運営に関する基準

（４）サービスの提供の記録

主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• サービス提供実績記録票において、利用者の確認を得ていない	➢ サービス提供実績記録票の記載内容を提示し、確認並びに自署又は押印を求めるなどして、漏れなく利用者の確認を得る
• サービス提供実績記録票について、利用者からの確認を、事業所において運用する様式で月に一度、一括して受けていた	➢ 当該様式は、事務処理要領において定める要件を満たしていないため、当該事務処理要領において定める様式を使用するか、各日毎に確認欄に利用者からの確認を受けるよう改める ※ サービスの提供の記録又はサービス提供実績記録票のどちらか一方にサービス提供の都度確認を受けている場合、もう一方については後日一括して自署又は押印による確認を受けても差し支えないが、その場合でも各日毎に自署又は押印にて確認を受けること

運営に関する基準

（５）利用者負担額等の受領

指定事業者は、法定代理受領による場合の利用者負担額や利用者から支払を受けることができると定められたその他の費用などについて、利用者から支払を受けた際には当該利用者に対して領収証を交付しなければならない。



主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• 利用者から指定サービス等の提供に係る費用の額の支払を受けたが、利用者に領収証を交付していなかった	➢ 利用者から指定サービス等の提供に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付する

（６）介護給付費の額に係る通知等

I. 法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合、利用者に対し当該利用者に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

II. 法定代理受領を行わない指定障害福祉サービス等に係る費用の支払を受けた場合、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• 法定代理受領の利用者のみで、利用者負担額が発生している利用者がいないため、通知を不要と判断し、通知をしていなかった	➢ 法定代理受領により市町村から指定サービスの提供に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し当該利用者に係る介護給付費の額を通知する

運営に関する基準

（７）勤務体制の確保等

I. 指定事業者は、利用者に対し、適切な指定障害福祉サービス等を提供できるよう、指定事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

II. 指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従業者によって指定障害福祉サービス等を提供しなければならない。

！配置した従業者の明示

- 従業者に雇用契約書や労働条件通知書、辞令書等で労働条件（従事する職種、常勤・非常勤の別、就業場所、勤務時間、雇用期間など）を示すこと。
- 事業所内での職種や他事業所との兼務関係についても、辞令書等で明示すること。



！勤怠管理（勤務実績時間の明確化）

- 従業者の出勤簿（勤務実績）を作成し管理すること。
- 日々の勤務時間、職種、常勤・非常勤の別等を明確にすること。
- 従業者の出勤簿（勤務実績）は、事業所ごとに月ごとに作成し管理すること。
- 他事業所と兼務している従業者はそれぞれの勤務時間を区別して作成し、事業所ごとに勤務時間を明確にすること。

運営に関する基準

（７）勤務体制の確保等

III. 指定事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

！研修は年間予定表等を作成し、計画的に実施してください。

・事業所内で行われる研修（研修内容例）
虐待防止、衛生管理、業務継続計画、事故発生の防止及び発生時の対応、利用者の権利擁護、苦情解決など
・外部講師による研修（研修後は従業員間で情報共有）
・サービスの質の向上や技術向上のための養成研修など

IV. 指定事業者は、適切な指定障害福祉サービス等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

☆指定事業者が講ずべき措置の具体的な内容は以下に規定

・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）
・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号）

！講ずべき措置の例

・防止のための指針やマニュアルなどの整備、相談窓口の設置、研修や講習の開催など



運営に関する基準

（７）勤務体制の確保等

主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• 従業者の労働条件通知書や雇用契約書で、職種、勤務場所、勤務時間、常勤非常勤の別などが不明確	➢ 職種、勤務場所、勤務時間、常勤非常勤の別などを明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にする
• 役員や家族従業者のため、職種や勤務場所等を明記した労働条件通知書や雇用契約書がない	➢ 役員や家族従業者であっても、指定事業所に配置する場合は、職種、勤務場所、勤務時間、常勤非常勤の別などを明記した辞令書等を発出する
• 従業者の雇用契約書で定めた雇用期間を超過していた	➢ 契約更新の必要がある場合は、期限が到来するまでに雇用契約の更新を行う
• ハラスメントを防止するために事業所において講じられている措置の内容が、利用者やその家族等から受けるハラスメントに対するもののみに限定されていた	➢ 職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置についても講じる
• 従業者の資質向上のための年間研修計画作成や研修を実施した記録が確認できなかった	➢ 従業者の資質の向上及び計画的な育成のために、研修の実施計画を策定し、実施した研修の記録を保管する

運営に関する基準

（８）秘密保持等

I. 指定事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

II. 指定事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

！秘密保持誓約書等

・従業者等の秘密保持義務について、誓約書や雇用契約書、就業規則等に明記してください。
・雇用時に従業者から徴する誓約書等には、在職中と併せて退職後も秘密を保持する旨を記載してください。

III. 指定事業者は、他の指定事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報（家族に関するものも含む。）を他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、あらかじめ文書により利用者及びその家族から（包括的な）同意を得ておくことが必要。

主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• 取締役や家族従業者について、利用者又はその家族の秘密保持に係る誓約書を徴していなかった	➢ 取締役又は家族従業者であっても従業者として配置している場合は、利用者又はその家族の秘密保持に係る誓約書を徴する

運営に関する基準

（9）苦情解決

I. 指定事業者は、その提供した指定障害福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

II. 指定事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

☆必要な措置

- 相談窓口の設置
- 苦情解決の体制及び手順等（苦情解決のためのマニュアルやフローの整備など）

☆措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。

☆苦情受付時



主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• 苦情を受け付けた場合の対応手順や記録様式等が整備されていない	➢ 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情対応に関するマニュアル（フローチャート等）及び記録様式等を策定し、定期的に従業者に周知させる

運営に関する基準

（9）苦情解決

III. 指定事業者は、その提供した指定障害福祉サービス等に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

IV. 指定事業者は、その提供した指定障害福祉サービス等に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長）が行う報告若しくは指定障害福祉サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

V. 指定事業者は、その提供した指定障害福祉サービス等に関し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

VI. 指定事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

VII. 指定事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

運営に関する基準

（10）事故発生時の対応

I. 指定事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

II. 指定事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

！事故報告書の提出

指定サービスの提供により、利用者が病院受診を伴う怪我等を負うなどの事故が発生した場合、当該利用者の支給決定市町村及び市障害福祉課へ「障害福祉サービス事業者等事故報告書（事業者→市町）」の提出が必要です。
（同じExcelファイルに障害者と障害児の様式があるので注意）

III. 指定事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。



☆損害賠償保険への加入

指定事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。

障害福祉サービス事業者等　事故報告書（事業者→市町）

年　月　日

当事業所・施設において、次のような事故が発生したので報告します。

1 事業所の概要	法人名	
	事業所（施設）名	管理者名
	事業所番号	
	所在地	電話番号 / FAX番号
	記載者職氏名	
	サービス種類（事故が発生したサービス）	□居宅介護 □同行援護 □施設入所支援 □就労移行支援 □就労定着支援 □計画相談支援 □重度訪問介護 □療養介護 □共同生活援助 □就労継続支援Ａ型 □自立生活援助 □地域移行支援 □行動援護 □生活介護 □自立訓練（機能訓練） □就労継続支援Ｂ型 □地域定着支援 □重度障害者等包括支援 □短期入所 □自立訓練（生活訓練） □宿泊型自立訓練
	地域生活支援事業	□移動支援 □その他（ ） □日中一時支援 □地域活動支援センター（ ）
2 対象者	氏名・年齢・性別	年齢：　性別：
	障害種別・障害支援区分	障害種別：（身体・知的・精神・難病・児童）　障害支援区分：区分（　）・児童・非該当
	受給者証番号	サービス提供日　年　月　日
	住所	電話番号
3 事故の概要	発生時等	年　月　日　時　分 【□介護中 □食事中 □入浴中 □送迎中 □その他（　）】
	発生場所	
	事故の種別（複数の場合は、もっとも症状の重いもの）	□骨折 □打撲・捻挫・脱臼 □切傷・擦過傷 □異食・誤えん □やけど □その他の外傷 □食中毒 □感染症等 □職員の法令違反、不祥事 □その他（　） □新型インフルエンザ 死亡に至った場合はその死亡年月日：令和　年　月　日
	事故の内容	（感染症等の場合は、疾患名、最初に患者が発生した日、利用者・従業者の発生者数、主な症状）
4 事故発生時の対応	対処の仕方	（時刻等もできるだけ詳しく記入すること）
	治療した医療機関	（医療機関名、住所、電話番号等）
	治療の概要	
	連絡済みの関係機関	□家族等 □保健所 □その他（　）
5 事故発生後の対応	利用者の状況	（病状、入院の有無、その他の利用者の状況。感染症等による患者の集団発生の場合は患者数の推移）
	家族への報告、説明内容	（連絡日時等もできるだけ詳しく記入すること）
	経過	□解決又は終結している。　□継続している。（内容　）
	損害賠償等の状況	
再発防止に向けての今後の取り組み		（できるだけ具体的に記載すること）

注）記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。
事故について、詳細な記録（介護・看護記録等）や図がある場合は、あわせて添付してください。

運営に関する基準

（10）事故発生時の対応

主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• サービスの提供により発生した事故について、被害を受けた利用者が医療機関等を受診した場合に、その利用者の支給決定を行っている市町村に対し、事故報告書を提出することを知らなかった（提出していなかった）	➢ 被害を受けた利用者の支給決定を行っている市町村に対し、すみやかに事故報告書を提出する
• 事故発生時の体制や対応手順が整備されておらず、事故が発生した場合の記録様式もない	➢ 事故が発生した場合又はその危険性がある事態（ヒヤリハット）が生じた場合の体制や連携を構築するとともに、対応マニュアル及び記録様式等を整備し、定期的に従業者に周知させる

運営に関する基準（居宅介護計画等の作成）

（１）居宅介護計画等作成の手順

※ 重度訪問介護計画、同行援護計画、行動援護計画及び重度障害者等包括支援計画の内容を含む（以下、「居宅介護計画等」とする）

アセスメント

サービス提供責任者は、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護等の提供によって解決すべき課題を明らかにし、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにする。

居宅介護計画等の作成

サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画等を作成しなければならない。

居宅介護計画等の交付

サービス提供責任者は、居宅介護計画等を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付しなければならない。

モニタリングの実施

サービス提供責任者は、居宅介護計画等の作成後においても、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行う。

運営に関する基準（居宅介護計画等の作成）

（２）アセスメント

1 **利用者の状況を把握**
利用者の基本情報を把握する。

2 **分析**
把握した内容を分析し、利用者の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等を明らかにする。

3 **居宅介護等の提供によって解決される課題**
分析した結果から、居宅介護等の提供によって解決される課題、支援の目標を把握する。

☆解釈通知に明記

アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

！ アセスメント記録様式に実施日及び実施者を記載するなど、サービス提供責任者が実施したことが分かるようにしてください。

運営に関する基準(居宅介護計画等の作成)

（3）居宅介護計画等の作成

指定特定相談支援事業所等の作成したサービス等利用計画を踏まえた上で、アセスメントの結果に基づき、利用者に対する支援の内容を検討（ニーズ、課題にあった支援内容、利用者主体の計画になっているか）し、居宅介護計画等を作成する。

【計画に記載すること（例）】

・作成者の氏名など
・援助の方向性（利用者・家族の意向を踏まえる）
・目標（具体的にわかりやすく）
・担当する従業者の氏名
・従業者が提供するサービスの具体的内容
・所要時間（実施する支援に要する内訳）
・日程（サービス等利用計画と一致しているか）
・予め本人や家族に説明が必要な事項　など

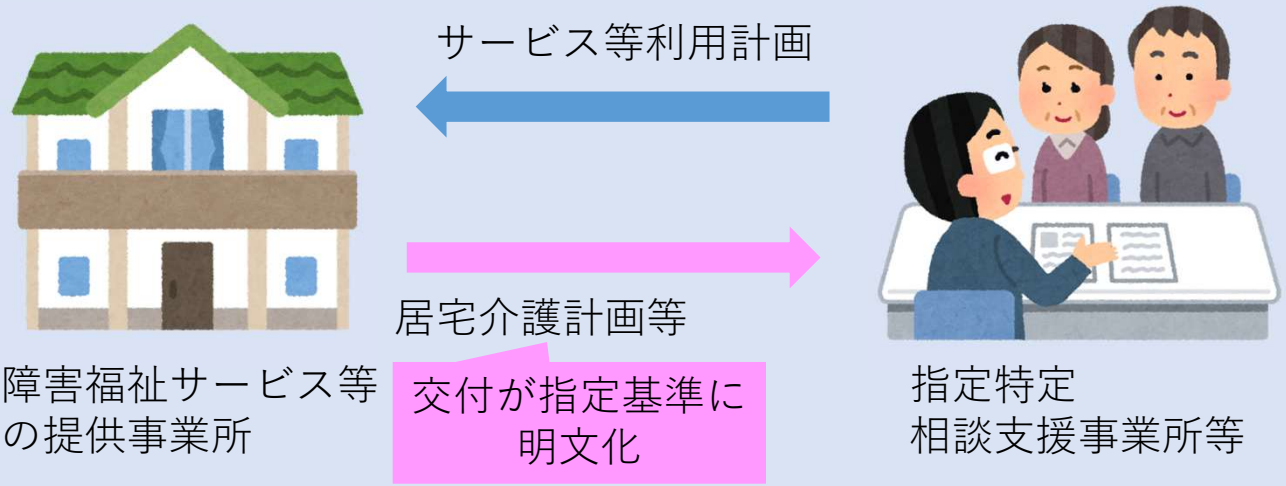
運営に関する基準（居宅介護計画等の作成）

（４）居宅介護計画等の交付

サービス提供責任者は、作成した居宅介護計画等について、利用者及び家族に対して、内容を説明するとともに、計画書を交付する。
また、作成した居宅介護計画等は指定特定相談支援事業所等に対しても交付する。

！　サービス提供責任者が説明したこと、利用者及び家族、指定特定相談支援事業所等に交付したことが分かるように、計画の様式にその旨が分かる記載欄を設けるか、別途記録を作成するなど事実を明示してください。

☆居宅介護計画等の交付



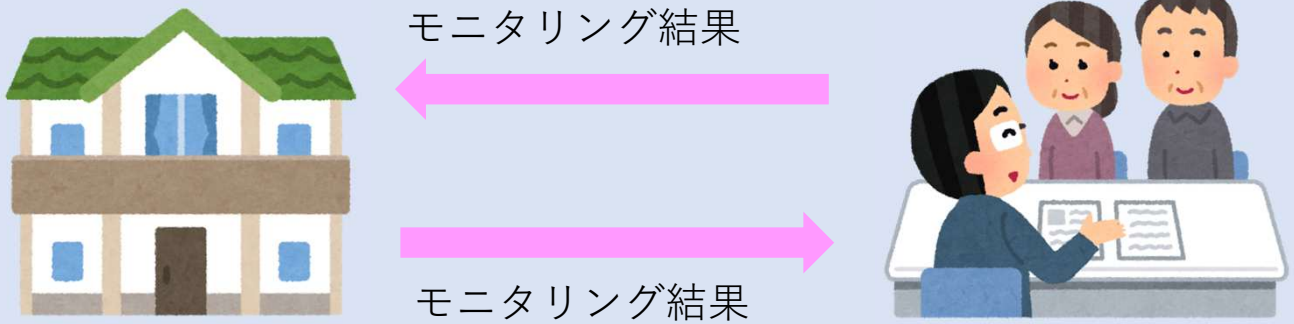
運営に関する基準（居宅介護計画等の作成）

（５）モニタリングの実施

サービス提供責任者は、居宅介護計画等の作成後においても、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行う。
なお、モニタリング結果についても指定特定相談支援事業所等と相互に交付すること、サービス担当者会議に出席する等の方法により連携強化を図る。

！　モニタリング記録に実施者の氏名を明記する、別途記録を作成するなど、サービス提供責任者がモニタリングを実施したことが分かるようにしてください。

☆モニタリング結果の相互交付



☆サービス担当者会議への出席



運営に関する基準(居宅介護計画等の作成)

（6）主な指摘事例

主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• 居宅介護計画等の作成に係るアセスメントをしていなかった	➢ 居宅介護計画等の作成に当たっては、利用者の課題やニーズなどを把握・分析し、解決すべき課題を明らかに（アセスメント）する ➢ 事業所においてアセスメントに係る記録様式を整備し、適切に運用する
• アセスメントをサービス提供責任者が行ったかどうか不明であった	➢ アセスメントに係る記録においてその実施者を明記するなど、当該業務をサービス提供責任者が行ったことが分かる記録とする
• サービス提供責任者が居宅介護計画等を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、同意を得て交付するべきところ、説明者、説明日、同意日及び交付日が不明確であった	➢ 当該計画に説明者名、説明日、同意日及び交付日を追記するか別途記録を作成するなどしてそれらを行ったことが分かる様式とする
• サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族のほかに、指定特定相談支援事業者等に対しても居宅介護計画等を交付すべきところ、交付の事実が確認できなかった	➢ 指定特定相談支援事業者等に対しても計画を交付し、当該計画において、指定特定相談支援事業者等への交付日を明記するか、別途記録を作成するなどして、その事実が分かるようにする

運営に関する基準(居宅介護計画等の作成)

（6）主な指摘事例

主な指摘事例

指摘の概要	説明（必要な対応）
• モニタリングを実施した記録が確認できなかった	➢ サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成後においても、当該計画の実施状況の把握及び評価を行い（モニタリング）、利用者のニーズを適切に把握（アセスメント）したうえで、必要に応じて当該計画の変更を行う ➢ 事業所においてモニタリングに係る記録様式を整備し、適切に運用する
• サービス担当者会議に参加したこと、利用者に係るモニタリング結果を相互に交付したことが確認できなかった	➢ サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等との相互連携を図るために、当該事業者等が実施するサービス担当者会議に参加し、また、利用者に係るモニタリング結果を相互に交付するなどして連携強化を図る ➢ これらを行ったことが分かる記録を作成し、事業所に保管する

主な関係法令等

法令等種類	名称
法律	• 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月７日法律第123号） • 社会福祉法（昭和26年３月29日法律第45号）
基準省令	• 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日厚生労働省令第171号）
解釈通知	• 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
報酬告示	• 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月27日厚生労働省告示第523号）
留意事項通知	• 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
Ｑ＆Ａ	• 障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ
条例施行規則	• 明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成30年３月26日規則第52号）